

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則（令和 2 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（通勤手当の支給の始期及び終期）

第 9 条の 2 通勤手当の支給は、フルタイム会計年度任用職員が新たに通勤手当の支給を受ける要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき又は任期の開始が月の中途である場合の当該任期の開始の日であるときは、その日の属する月）から開始し、フルタイム会計年度任用職員が通勤手当の支給を受ける要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 6 条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当を受けているフルタイム会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

第 1 0 条中「以下」の次に「この条から第 1 2 条まで及び第 1 4 条に

において」を加え、同条第1号中「会計年度任用職員をいう。」の次に「)」を加え、同条第5号中「会計年度任用職員をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「以外の職員」を「以外の会計年度任用職員」に改める。

第11条第2項第2号中「職員を除く。」の次に「第14条の5第2項第3号において同じ。」を加え、同条第3項中「会計年度任用職員をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第13条の見出し中「（」の次に「期末手当に係る」を加える。

第14条の次に次の8条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第14条の2 会計年度任用職員条例第13条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定する基準日（第14条の4及び第14条の5第2項において「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

（1） 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）

（2） 第10条第3号、第4号又は第6号のいずれかに該当する者

（3） 育児休業職員のうち、福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第7条第2項に規定する職員以外の会計年度任用職員

（勤勉手当の支給割合）

第14条の3 会計年度任用職員条例第13条の2第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条の7に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第14条の4 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

（勤勉手当に係る任期）

第14条の5 会計年度任用職員条例第13条の2第1項第2号に規定する任期については第11条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「基準日」とあるのは「基準日（第14条の2に規定する基準日をいう。）」と読み替えるものとする。

2 会計年度任用職員条例第13条の2第1項第2号に規定する任期の算定については、次の各号に掲げる期間を除く。

- (1) 休職にされていた期間（第11条第3項に規定する休職者であった期間を除く。）
- (2) 第10条第3号及び第4号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- (3) 育児休業職員として在職した期間
- (4) 会計年度任用職員条例第9条第4項第3号又は第10条の規定により給与又は報酬を減額された期間
- (5) 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和2年規則第5号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第3の8の項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から次に掲げる日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - ア 会計年度任用職員勤務時間規則第3条第1項に規定する週休日
 - イ 会計年度任用職員勤務時間規則第7条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日
 - ウ 会計年度任用職員勤務時間規則第9条に規定する祝日法による休日（会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項及び第3項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）
 - エ 会計年度任用職員勤務時間規則第9条に規定する年末年始の休日（会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項及び第3項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）
- (6) 会計年度任用職員勤務時間規則別表第3の9の項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 1 4 条の 6 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間については、第 1 2 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「基準日」とあるのは「基準日（第 1 4 条の 2 に規定する基準日をいう。）」と読み替えるものとする。

2 前項の勤務期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除く。

(勤勉手当の成績率)

第 1 4 条の 7 成績率は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則(令和 2 年福岡県規則第 3 1 号)第 1 8 条の 7 の規定を準用する。この場合において、同条中「基準日」とあるのは「基準日（第 1 4 条の 2 に規定する基準日をいう。）」と読み替えるものとする。

(勤勉手当に係る 1 週間当たりの勤務時間)

第 1 4 条の 8 会計年度任用職員条例第 1 3 条の 2 第 4 項の規定により規則で定める 1 週間当たりの勤務時間については、第 1 3 条の規定を準用する。

(勤勉手当基礎額)

第 1 4 条の 9 会計年度任用職員条例第 1 3 条の 2 第 4 項の規定により規則で定める勤勉手当基礎額については、第 1 4 条の規定を準用する。この場合において、同条中「基準日」とあるのは「基準日（第 1 4 条の 2 に規定する基準日をいう。）」と読み替えるものとする。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

(通勤手当に相当する費用弁償の支給の始期及び終期)

第 1 6 条の 2 通勤手当に相当する費用弁償の支給の始期及び終期並びに支給額の改定については、第 9 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第 1 9 条第 3 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 2 1 条第 2 項中「期末手当基礎額」の次に「又は第 1 4 条の 9 の規定による勤勉手当基礎額」を、「当該期末手当基礎額」の次に「又は当該勤勉手当基礎額」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 4 条の 4 関係）

勤務期間	割合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0

5 か月 1 5 日以上 6 か月未満	1 0 0 分の 9 5
5 か月以上 5 か月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 か月 1 5 日以上 5 か月未満	1 0 0 分の 8 0
4 か月以上 4 か月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 か月 1 5 日以上 4 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月以上 3 か月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 か月 1 5 日以上 3 か月未満	1 0 0 分の 4 0
2 か月以上 2 か月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 か月 1 5 日以上 2 か月未満	1 0 0 分の 2 0
1 か月以上 1 か月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 か月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
0	0

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。